

市議会だより 臨時版

市議会臨時会(第1回)が開催されました
～新型コロナウイルス感染症に対する緊急支援対策～

全員賛成で可決

令和2年度宗像市一般会計補正予算について

令和2年第1回宗像市議会臨時会が4月28日に開催されました。市長から特別定額給付金と市独自の緊急支援対策として国庫補助金や財政調整基金を財源に、104億1,006万5,000円を増額する補正予算案が提出され、全員賛成で原案のとおり可決しました。

■補正予算の主な内容

【国の支援】

特別定額給付金に係る経費 …… 98億9,156万5,000円

▶対象者1人につき10万円の支給

【市独自の支援】

市内事業者への緊急支援対策 …… 4億8,750万円

- ▶売上が15%以上減少した小規模事業者へ一律30万円の支給
- ▶デリバリー導入など経営革新を行う飲食店等への助成
- ▶計画的借入れのための「資金繰り・経営相談会」の延長・強化

離職者や内定取消者等の緊急雇用 …… 3,100万円

▶市での会計年度任用職員など(30人)の緊急雇用

■主な意見

賛成意見

- ▶今回の緊急支援対策は大変評価できるが、学校休校などにより影響が出ている子育て世帯への早急な支援が必要。また、ホームページの充実など市民にわかりやすい情報提供に努めてほしい
- ▶国の給付金および本市の緊急支援対策においてはきめ細やかな対応が必要。医療制度の崩壊は他人事ではなく、本市も医師会など関係機関と協議し、市民が安心できる医療体制を構築してほしい
- ▶今回の緊急支援対策を高く評価する。また、教育ではオンライン授業などの導入にスピード感を持って取り組んでほしい
- ▶今後は学校や福祉などの対策も必要になると考える。今回の対策を基盤に、今後さらに拡大し支援を行ってほしい

*詳細は、市庁「市議会」(右記コード)で確認を
議事調査課 ☎(36)1119

市庁「市議会」



無料
クーポン券を
送付

41歳～58歳の男性へ
風しん抗体検査・予防接種
を受けましょう

市では、国の「風しんの追加的対策」に基づき、これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象に、風しんの抗体検査と第5期定期接種を実施しています。無料クーポン券を利用して抗体検査を受け、抗体が十分でない人は予防接種(無料)を受けましょう。

●実施期間=平成31年4月1日～令和4年3月31日(3年間)

●対象者=1962(昭和37)年4月2日～

1979(昭和54)年4月1日生まれの男性

	令和2年度対象者	クーポン券の送付状況
①	1962(昭和37)年4月2日～ 1972(昭和47)年4月1日生まれ	4月末に送付済み
②	1972(昭和47)年4月2日～ 1979(昭和54)年4月1日生まれで 令和元年度中に抗体検査未受診の人	

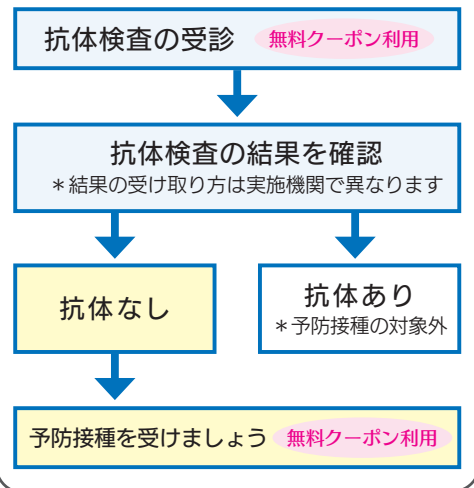
●実施場所(実施機関)

- ▶本事業に参加する全国の医療機関で受診可。詳細は厚生労働省のQR(下記コード)を確認を
- ▶市国保加入者は、特定健診(集団健診)と同時に抗体検査の受診可
- ▶事業所(勤務先)健診で抗体検査の受診可能な場合あり(勤務先に確認を)



厚生労働省
「風しんの追加的対策」

抗体検査から予防接種の流れ



風しんから赤ちゃんを守ろう

風しんは発熱や発しんが主な症状で、飛まつ感染などで他の人にうつります。妊婦が感染すると、出生児が先天性風しん症候群(目や耳、心臓などの障がい)になる可能性があります。風しんの予防・感染拡大防止のため、社会全体が抗体を持つことが重要です。

*詳細は、市庁「風しんの追加的対策について風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種のご案内」(右記コード)で確認を
健康課 ☎(36)1187

市庁



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

(給付金・支援金)

■個人向け支援(特別定額給付金)

国による家計への支援として、特別定額給付金を給付しています。受給に必要な申請書を、世帯主宛てに5月中旬に送付しています。感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

- 給付対象者=基準日(4月27日時点)において、市の住民基本台帳に記録されている人
- 受給権者=その人の属する世帯の世帯主
- 給付額=給付対象者1人につき10万円
- 申請方法=自宅に届いた申請書に必要な事項を記入し、振込先口座の確認書類(例・通帳のコピーなど)と本人確認書類(例・免許証のコピーなど)の写しとともに市に郵送
- 申請期間=5月18日(月)～8月17日(月)
- *当日消印有効

*詳細は、市庁(右下記コード)で確認を
特別定額給付金コールセンター
☎(36)9581

市庁
特別定額給付金



■事業者向け支援(小規模事業者緊急支援金)

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している市内の小規模事業者の経費負担を軽減し、事業の継続を支援するため、宗像市独自の取組みとして支援金を交付します。

- 補助対象者=宗像市内に主たる事業所、店舗などがあり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2～5月のいずれかの月の売上が前年同月と比べて15%以上減少している小規模事業者(*1)、個人事業者(*2)
- 支給額=1事業者につき30万円(複数事業を行っている場合は1事業のみ申請可)
- 申請方法=市庁から申請書をダウンロードして郵送
- 申請期限=6月30日(火)*当日消印有効

振り込め詐欺・個人情報の詐取などに注意してください

市・県・国などがATM(現金自動預払機)の操作のお願いや手数料を求めることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、メール、郵便物が届いたら、宗像市消費生活センター☎(33)5454に相談を。誤って個人情報を教えてしまったら警察署☎(36)0110に連絡してください。

●提出先=〒811-3492 / 住所不要 / 商工観光課(緊急支援金)あて

*申請書は、市役所北館・202会議室、宗像市商工会でも配布。提出書類などの詳細は、市庁「宗像市小規模事業者緊急支援金」(右記コード)で確認を
緊急支援金ダイヤル☎(36)9616



- (*1)小規模事業者
従業員が20人以下の事業者(宿泊業・旅行業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
- (*2)個人事業者
業種、従業員数の定義は小規模事業者と同様。ただし5月15日から要件緩和。市内在住の個人事業者については従業員数の制限を廃止

市公式フェイスブックでは、さまざまな記事を紹介しています。ぜひチェックしてください。

秘書政策課広報報道担当 ☎0940(36)1055



「いいね!してね★」
Facebookでチェック

